

防災対策

新潟県中越大震災における 復旧・復興への取り組みについて

新潟県土木部監理課 企画調整室長 **鈴木 興次**

1. はじめに

平成16年10月23日午後5時56分、北魚沼郡川口町を震源とするマグニチュード6.8の地震が発生しました。

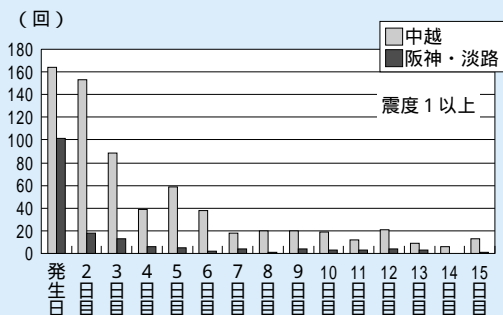
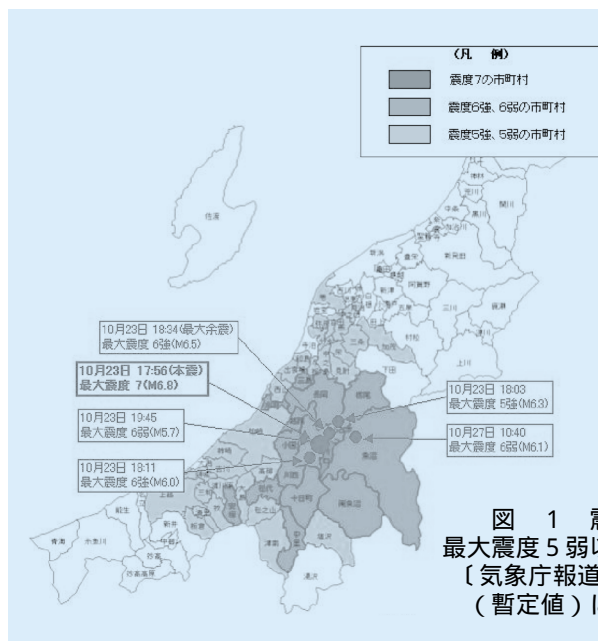
気象庁が新潟県中越地震と命名し、その規模の甚大さから新潟県が新潟県中越大震災（以下「中越大震災」という）と名付けた今回の地震は、長さ（南北方向）約21km、幅（東西方向）約10kmの断層が約1.8mずれたことが国土地理院の解析結果から判明しました。

その結果小千谷市と川口町では地盤隆起が70cm以上になっている個所が見つかり、内陸の地震では過去50年間で最大規模の上下動でした。

2. 地震の特徴

(1) 阪神淡路大震災以来の震度7を観測

震度計で初めて震度7を記録するとともに、川口町で観測された地震の加速度は2.515Galと阪神淡路大震災の818Galを大きく上回り、これまで最高だった平成15年7月の宮城県北部地震で観測された2.037Galも超えました。



(2) 多くの余震が発生

本震発生後、震度5弱以上の地震が2時間以内に10回発生しており、そのうち3回が震度6弱以上でした。余震活動は毎日に沈静化しましたが、12月28日に震度5弱、1月9日と18日に震度4の余震が発生したことから、被災者の住民は余震への不安を解消できない状況です。

3. 被害状況

下表に示す。

4. 被害の特徴

(1) 多発した土砂災害

今回の震災は、大都市で発生した阪神淡路大震災と比較して、国土の約7割を占める中山間地で

発生した巨大地震であったために、土砂災害が多数発生しました。国土交通省が空中写真から解析した結果では、斜面崩壊の発生個所数は約3,800となっています。

土砂災害が多発した原因は、中越大震災が発生した地域には多くの地すべり危険個所が存在することや、地震発生2日前に通過した台風23号による降雨の影響があったと推測されます。

また、道路の陥没や斜面崩壊が発生したために、陸路が遮断され、61集落が孤立し、山古志村では全村避難を余儀なくされました。

(2) 土砂崩れによる河道閉塞の発生

中越大震災では、土砂崩れによる河道閉塞が多数発生したことも特筆される点です。その中で特に規模が大きく、対応が困難であったものが一級河川芋川の山古志村寺野地区および東竹沢地区に発生した二つの河道閉塞でした。

2カ所の河道閉塞の復旧には高度の技術が必要であったことから、新潟県知事の要請に基づき11

(1) 一般被害 (H17.5.17現在)

	人的被害			住家被害							
	死者	重傷	軽傷	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊	
単位	人	人	人	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯	棟数	世帯
県計	46	632	4,161	2,821	2,826	2,011	2,013	11,040	11,248	103,615	109,197

(2) 公共土木施設災害復旧事業費

(事業費ベース、単位：億円)

工種	県工事		市町村工事		計	
	個所数	金額	個所数	金額	個所数	金額
河川	417	111.8	28	3.6	445	115.4
道路	926	505.5	1,678	261.1	2,604	766.6
橋梁	44	27.5	45	7.8	89	35.3
砂防設備	74	31.5			74	31.5
下水道	21	16.2	269	171.1	290	187.3
公園	3	0.5	34	6.4	37	6.9
計	1,485	693.0	2,054	450.0	3,539	1,143.0

(3) 土砂災害 (災害関連緊急事業対応分)

(単位：億円)

事業	個所数	金額
災害関連緊急砂防事業	6	20.2
災害関連緊急地すべり事業	52	174.4
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	13	26.7
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(特例)	7	6.5
合計	78	227.8

特例：補助要件を緩和し、宅地擁壁に特例適用が認められた。

月5日に直轄砂防災害関連緊急事業として実施することが決定されました。

その後、北陸地方整備局は応急対策として越流による決壊を防ぐことを目的に、融雪時の出水にも対応可能である排水路の整備を進め、寺野地区は12月17日に、東竹沢地区は12月28日に工事を完了しました。



写真 1 土砂崩れダム（山古志村東竹沢）
H16 .11 .18撮影

(3) 首都圏への大動脈が途絶

新幹線が営業運転中としては開業後初めて脱線したほか、上越新幹線のトンネルや高架橋などが損傷しました。そして関連自動車道も大きく被害を受けたために首都圏との交通路の大動脈が失われました。

このため、新潟県では、県内の経済を沈滞させないために、国、JR 東日本および日本道路公団に早期の復旧を要望するとともに、新潟 羽田間の臨時航空便の開設や新潟県全体が被災したという風評被害の防止に努めました。



写真 2 上越新幹線脱線現場

(4) 液状化による下水道施設の被害

流域下水道と公共下水道を合わせて、管渠で約

152km、マンホールで約2,700カ所の被害を受けました。被災率では約4%ですが、これは過去の地震による被災率を上回るものでした。

被災要因としては、地震発生直前の降雨も影響し、地盤の地下水位が高い状況にあったと推測され、強い地震動が地下水で飽和した地盤に作用して液状化を起こし、管路施設に被害をもたらしたものと考えられます。

また、マンホールの浮き上がりや地盤沈下が発生した個所では、粘性土等による浸透性の悪い原地盤に開削工法で布設して、砂等で埋め戻している状況がみられました。



写真 3 マンホールの浮き上がり（長岡市長倉町）

5. 復旧・復興への取り組み

(1) 間近に迫る降雪期

地震発生から約1カ月半後には本格的な降雪期に入ることが住民や復旧に携わる者にとっては大きな問題でした。

被災地では、冬期には、社会・経済活動を確保するための道路除雪は欠かせません。損傷した道路や消雪設備の応急復旧が間に合わなければ、混乱を招くことになるために応急復旧は時間との戦いでした。

地震による道路の通行止めは、直轄国道の17カ所をはじめ、県管理の国道・県道を含め、約240カ所が全面通行止めとなりましたが、24時間体制での復旧を進め、降雪期前までに、被害が大きい個所や冬期閉鎖区間の50カ所（県管理道路）を除き規制を解除しました。

(2) 二次災害防止のために

堤防の亀裂や法面崩壊による埋塞等により、直轄河川、県管理河川合わせて600カ所を超える被害がありました。降雨や融雪による二次災害防止のため、復旧作業を進めました。

特に、7月の新潟豪雨で被害のあった一級河川刈谷田川では、液状化により堤防に亀裂が入りました。降雨による被害拡大を防止するため、シート張りによる緊急復旧を行うとともに、鋼矢板による仮締切りを行い、応急復旧を進めました。

また、一級河川朝日川では、地すべりによる土砂が河川を埋塞し、行き場を失った河川水は、河川脇の家屋により堰き止められ、道路に流れ込み浸水被害を発生させました。持ち主の協力もあり家屋を取り壊し、河川を仮廻すことにより、被害の早期解消を図りました。



写真 4 河川埋塞による浸水被害（小千谷市浦柄）

(3) 急ピッチで建設を進めた仮設住宅

住宅が全壊するなどの被害を受けた方や道路通行止め、がけ崩れなど危険により住宅に住めない方に対し、降雪前までに仮設住宅を建設する必要性がありました。

被災地は豪雪地でもあり、2mの積雪に耐える構造とし、断熱性能も高めた積雪寒冷地仕様としました。また、コミュニティの確保を考慮したほか、集会所・談話室やデイサービス機能を持った集会所についても必要に応じ建設しました。

10月25日に建設地選定に着手し、被害のあった13市町村に対し、62カ所3,460戸の仮設住宅を12月15日までに完了しました。

(4) 19年ぶりの豪雪

今年度の降雪は、降り始めが例年に比べ遅かったことにも助けられ、幹線道路やライフラインの応急復旧、また、最大の懸案だった仮設住宅の完成も降雪前に間に合わせることができました。

しかし、1月中旬、2月上旬に恐れていた大雪が降り、結果、昭和60年度以来、19年ぶりの豪雪となりました。

この豪雪は、地震被害のあった中越地方に集中したこともあり、雪による被災家屋の倒壊や雪崩による交通遮断など、被災住民にとっては、精神的にも肉体的にも大変な重圧になったことと思います。

(5) 復興ビジョンの策定

被災地の一刻も早い復旧・復興に全力を注ぐと同時に、5年後、10年後に、被災地のコミュニティが再生し、被災された方々が元気に、豊かに、安心して暮らせる復興を目指し、県民が思いを一つにして取り組むための「新潟県中越大地震復興ビジョン」を3月1日に公表しました。

そして、このビジョンを具体的に移すため、6月末を目途に復興計画の策定に取りかかっているところです。

6. おわりに

地震発生直後から、国土交通省をはじめ、全国の自治体や各種関係団体からのご支援をいただき、また、地元はじめ県内外の建設業者が、余震の続く中、不眠不休の復旧作業をしていただき、なんとか新しい年度を迎えることができました。まさに「共助」の重要性を痛感しました。

今年は「復興元年」、一刻もはやい復旧・復興の実現こそが、ご協力いただいた皆様への最大の恩返しという思いで、全力で取り組んでまいりますので、今後ともご支援、ご協力をよろしく願います。



防災対策

小千谷市における復旧・復興の 取り組みについて

小千谷市総務課 副参事 ひぐち まさはる 樋口 雅春 他

1. 小千谷市の概要

(1) 沿革

明治22年町村制の施行により小千谷町が設置され、昭和29年3月10日に城川村、千田村を合併し、新潟県下8番目の市として誕生した。さらに、同年5月に川井村、11月に東山村および六日市村の一部を合併、30年1月には岩沢村、真人村そして31年3月に片貝町を合併し、現在に至っている。

(2) 小千谷市の自然

新潟平野と魚沼丘陵との接点に位置し、大河信濃川が市域を東西に二分している。周辺には長岡・東山・山本山県立自然公園を有し、河岸段丘の多い緑豊かな都市である。年間平均気温は約13.3℃、年間降水量は2,800mm前後、累年平均最大積雪深は243cmの豪雪地帯である。

2. 被害の概要

(1) 地震の発生

平成16年10月23日17時56分、新潟県中越地方の深さ13kmでM6.8の地震が発生し、川口町で震度7、小千谷市、山古志村、小国町で震度6強を

観測したほか、東北地方から近畿地方にかけて震度1～5強を観測した。当市を含めた震源域では本震から2時間以内に震度6強2回、震度6弱1回、震度5強4回、震度5弱3回という強い余震が10回発生し、平成17年3月末までに観測した震度1以上の余震は676回にも及んでいる。

(2) 被害の特徴

今回の新潟県中越大震災では、震源がきわめて浅く強い揺れを伴った直下型の余震が立て続けに発生したことから、震源域とその周辺は、軟弱地盤で覆われた全国有数の地すべり地域である上に、平成16年7月の豪雨で地盤の脆弱性がさらに増していたこと、平成17年の1～2月にかけて19年ぶりの豪雪に見舞われたことという幾つもの悪条件が重なり、災害の規模をさらに大きくした。

この地震による被害の特徴は、内陸部の中山間地特有といえる大規模な地盤災害であり、家屋自体は地震の強い揺れに耐えても、地盤の崩壊によって被害が拡大したケースがきわめて多く、当市の住家だけを見ても、平成17年5月末現在で全壊643棟、大規模半壊341棟、半壊2,245棟、一部損壊7,891棟、無被害7棟となっている。また、当市では建物以外にも道路、橋梁、河川、農地、養鯉池、上下水道、ガス等のライフラインなどに大きな被害を受けた。

3. 建築物の被害と復旧

(1) 建築物の被害状況

今回の地震は最初突き上げるような縦揺れがあり、その後立ってられないような大きな横揺れがあった。今回の地震では、地震の大きさに比べて建物倒壊による死者が少なかった。これは本震では倒壊を免れた建物が次から次へとくる大きな余震により倒壊したために、人的な被害が少なく済んだのではないかと推察される。

小千谷市における建築物の被害状況は、阪神大震災のときより地震の大きさに比べて建物の倒壊率は少ない。これは当地域が多雪地域であり雪荷重に耐えるべく、柱・梁などが太く造られているためと思われる。倒壊した建築物全般をみると阪神大震災と同様に、建築基準法の耐震基準の見直しがあった昭和56年以前の建物に被害が多くあった。それと屋根葺材が瓦の場合、他の軽い屋根葺材に比べて倒壊率が高くなっている。

雪消えと同時に住宅の復旧が始まったが、屋根葺材に瓦を使用する住宅はほとんどなくなった。また、融雪式住宅・落雪式住宅で復旧する住宅が多く、雪を載せた状態で地震を受けることのないよう、雪対策を施している住宅が多い。もしも中越大震災が冬の積雪時期にあったことを想定すると、家屋の倒壊が何倍にも増え、これによる犠牲者も大変な数になったと想像される。

(2) 市庁舎、学校施設等の復旧

市庁舎は昭和44年の建築で耐震改修も済んでいなかったが、幸いに構造躯体には致命的な損傷は受けなかった。ライフラインの復旧に伴い、庁舎のガス、水道管の復旧と、建物の危険個所の応急復旧を先行して行い、その後3月末までに本復旧を終了した。

学校施設の復旧については、危険個所の復旧ならびに設備関係の復旧を行い、学校の授業を再開した。1月に文教施設災害復旧事業の査定を受け、災害査定結果に基づき復旧工事を3～4月に

かけて発注し、現在復旧工事を施工中である。学校施設の被害については今冬の豪雪により、被害が増大しており対応に苦慮している状況である。

4. 土木施設等の被害と復旧

(1) 道路・橋梁

このたびの道路の被災は、過去の豪雨災害等では、経験したことがない地震特有の道路陥没・道路亀裂、橋梁と路面の段差および道路路面のズレ等が発生した。

このため、地震発生直後はほとんどの道路が通行に支障をきたし、市街地周辺部を除きほとんどの集落が孤立状態となった。

被災当日から、稼動可能な車と市職員により道路状況の確認を行い、二次災害防止を目的にバリケード等による交通止めと、夜明け後の砂利敷等の応急復旧に備えた。

応急復旧は、地震発生から14時間後の10月24日午前8時から開始し、約1週間で孤立集落の解消を行い、その後も通勤・通学道路を中心に約300カ所の応急工事を実施した。

応急工事終了後、12月中旬から本格復旧に向け、国の災害査定が正月休みを挟み計4回実施された。

「査定結果」

- ・道路 428カ所 約52億円
- ・橋梁 4カ所 約2億円

本格復旧は、災害査定終了後直ちに発注業務に入り、12月末の降雪直前には主要道路の大半について復旧を終了した。

「発注状況」

- ・16年度発注 128カ所 8億円
- (予定)
- ・17年第1四半期 200カ所 26億円
- ・17年第2四半期 90カ所 14億円
- ・17年第3四半期 10カ所 4億円

(2) 河川・砂防

このたびの河川災害の多くは、昭和20年代～40

年代にかけて施工された石積護岸および旧型のコンクリートブロック積護岸が崩れる形で発生した。

また、中越大震災の特徴である中山間地震に伴い、河川上部の山腹崩落により、大規模な河川閉塞が発生し、周辺人家に土石流や河川氾濫という形で、大規模な二次災害をもたらした。

砂防関係では、震源地近くの東山地区および横浦地区を中心に大規模な山腹崩落が発生し、直接人家に被害を及ぼす個所が数多く発生した。

復旧については、県管理の一級河川を中心に、地震の翌日から河川閉塞個所においては崩土排土等による応急復旧を行ってきた。

応急工事終了後、12月中旬から本格復旧に向け、国の災害査定が実施された。

「査定結果」(県分)

- ・河川 110カ所 約31億円
 - ・砂防 43カ所 約65億円
- (急傾斜地・災害関連含む)

「査定結果」(市分)

- ・河川 19カ所 約2億円
- ・砂防 14カ所 約4億円

本格復旧は、県・市とも17年4月から他県職員の応援を受け、詳細測量・ボーリング調査を実施し、18年度末までには完工すべく努力している。

(3) 農地・農業用施設

今回の農地等の被災は、盛土個所における亀裂および崩落、急傾斜地の山肌が農地・農業用施設に崩落、液状化による噴砂等が主な状況である。

立入禁止区域や危険個所等現地調査に入れない地域において、近傍の現地調査が可能な集落をモデルとして、農地面積比率によって各工種の復旧事業費を算出する「モデル方式」を採用することにより、災害査定事務が簡略化されたために短時間の内に査定準備ができた。

「査定結果」

- ・農地 144カ所 約54億円
- ・農業用施設 441カ所 約46億円

復旧工事の発注は一部地域を除き4月中旬までに終えているが、被害が甚大で調査できなかった

個所について、融雪後に調査することとしていたが、19年ぶりの大雪に見舞われ、春耕時期までの調査期間と復旧工事期間が短期間になり復旧個所が減少した。

(4) 養鯉施設

小千谷市は、錦鯉発祥の地であり、錦鯉は市の特産品として、国内外から高く評価されている。

今回の養鯉施設災害復旧については、激甚災害に対処するため特別に要綱が制定されたもので、野池と越冬施設が対象である。

「査定結果」

- ・野池 155池 約2億5,000万円
- ・越冬施設 16施設 約3,500万円

復旧工事の発注は4月中旬までに終え、工事に着手している。

立入禁止区域や危険個所地域の養鯉施設は、平成17年度に査定を実施する。

「査定予定」

- ・野池 約260池
- ・越冬施設 約16施設

(5) 治山・林道

山間地に地震の影響が多く出たため、山全体が崩落したかのような被災もあり、国直轄事業や県施行の治山事業が十数カ所に及んだ。

小千谷市管理の林道10路線(全長34kmのうち約2割の7.5km)すべてが被災を受けており、査定結果は54カ所で約6億円である。

治山事業については現在調査業務中であるが、林道についてはすべて発注済みであり、一部工事に着手している。

5. ライフライン関連施設の被害と復旧

(1) 水道

小千谷市は中山間地にあり、簡易水道を統合し給水区域拡大を行い、標高差240mほどの山間部まで給水を行っている。上水道では取水・浄水施設、特に自家発電設備の冠水により浄・送水が不可能となり送水停止、簡易水道4地区は地すべり

により浄水場や管路の流失崩落、水源枯渇等の被災を受け、全戸が断水となった。

山間地への送水管は単一路線で道路欠陥や地すべり被災を受け、復旧遅延の要因となり、昨年未まで応急復旧を行ったが、地滑りと降雪により避難勧告が継続する東山地区の上水道と簡易水道3地区は二次災害防止のため一時中止せざるを得なかった。

水道事業（平成15年度末）と被害概要
 給水人口 40,099人（うち簡易水道 886人）
 メーター取付数 14,123件
 管路延長 328,515m

被害概要（H16.12.25現在）

施設 36施設 91件
 管路 207件（内給水管宅地内 11件）
 うち仮設 10件 延長2,702m（給水管3件）

地震後、道路に湧出しない不明水が約1割ほどあり、再度の漏水探査の実施予定を東山地区は雪消えを待って再開し、8月下旬の災害査定に向けて6月末までの全戸通水を目指している。

(2) 下水道（農業集落排水含む）

地震の揺れや液状化により、マンホールの浮上がり（多い所で1m以上）、管渠の逆勾配、たるみ、蛇行、継手のずれや破損、路面沈下等の被害が生じた。

「被災状況・被災率等」

- ・マンホール 1,850基/8,320基（22.2%）
- ・管渠 43.7km/222.2km（19.7%）
- ・被害額 約62億6,000万円

調査の結果、被災した下水道管の多くはマンホールに接続されていることが判明し、仮設ポンプ・仮送水管の設置等により、水道の復旧に合わせて供用が開始できた。

本格的な復旧工事は3月末までに発注を終え、現在、市内各所で工事が行われている。

なお、埋戻しに当たっては、掘削した山砂に高炉セメントを添加した改良土を使用している。

(3) ガス事業

ガス事業は停止基準60カインを超え、地割れや断層発生が多発したため、地震発生49分後に全戸

の供給を停止した。

復旧作業は大量の差し水に苦しめられながら、日本ガス協会と県ガス協会により12月7日まで支援復旧作業が行われた。

復旧作業終了後も差し水や供給不良が多発し、毎日30カ所ほどの水取作業は現在まで続いている。

事業と被害概要

供給計画戸数 12,000戸（ガス種 12A）
 施設関係 5,000・ガスホルダー2基ほか
 整圧所 8カ所
 導管延長 273,156m

導管被害（平成16.12.25現在）

1,674件（うち1栓確保内管221件）
 うち仮設 23件 延長2,786m

現在、未復旧導管の漏洩調査と復旧、仮設配管の本復旧および重要供給施設の基礎状況掘削調査を行い、本格復旧に向け作業を進めている。

6. 被災者救援対策等

(1) 生活支援対策

① り災証明の発行

生活支援対策の基になる「り災証明書」の発行に向けての住家の被害調査（1次および2次調査＝外観目視と傾斜測定）は、10月28日～11月15日まで、税務課職員22名を中心に、他課および県税部、県外市町村派遣職員の応援を得て、延べ694人体制で約13,000件の調査を完了した。

り災証明書の発行は、11月21日から24日までは小千谷市総合産業会館サンプラザにおいて地区別に時間を区切って発行し、11月25日からは会場を市役所内に移し発行を継続し、同日からり災程度に不満のある方に対する再調査（3次調査＝内部立入調査）も同時に行うという日程が今も続いている。

り災証明書の発行については、GIS（地理情報システム）を利用した建物被害調査システムと、り災証明発行支援システムにより、対象被災家屋

を瞬時に検索できて作業の効率化に大いに役立った。

② 住宅応急修理制度

建物も壊滅的な打撃を受け、多くの住宅が全壊となり、市民は生活の場を一瞬にして失った。

また、いつ終わるとも知れない激しい余震が続き、危険のため自宅に戻れない被災者が避難所などにあふれていた。

このような中、被害が甚大なこと、被災地が特別豪雪地帯であり降雪期が迫っていること等を踏まえ、全国初となる災害救助法に基づく住宅応急修理および新潟県の単独補助事業である住宅応急修理を併せて実施した。

対象者（世帯）は、①半壊の被害を受けたこと、②応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること、③応急仮設住宅を利用しないこと。以上の条件をすべて満たす世帯とし、世帯収入の制限を設けた。

応急修理の範囲は日常生活に必要な欠くことのできない最小限の部分で、実施に当たっては市内を始め、近隣市町村も含め500社近い建築業者等の協力を得た。

膨大な数の被災家屋に対して業者の絶対数が不足していることに加え、19年ぶりの豪雪により一向に修理が進まず、3月末にようやく完了した。12億円を超える巨費を投じ、最終的に1,500件以上の住宅を修理することができた。

しかし、度重なる期限延長、不正確な報道による被災者の誤認等により、受付窓口は最後まで混乱を極め、大きな課題を残した。

③ 被災者生活再建支援制度

今回の災害で住宅に著しい被害を受け、自立して生活を再建することが困難な者（世帯）に対して支援金を支給する被災者生活再建支援法に基づく支援事業の受付業務および新潟県から補助を受け、住宅に半壊以上の被害を受けた被災者の生活再建に必要な経費に対して支援金を支給する事業を行った。

窓口開設から約1月半は、連日訪れる200人も

の相談者に対応するため、新潟市をはじめ県内外の市から多数の応援をいただき、最大の避難所である小千谷市総合体育館に会場を設けた。

制度が複雑で説明する側でも容易には理解できないこと、法律等が改正されて間もなく、実務的な取り扱いが整備されていなかったことなどから、窓口でのトラブルが後を絶たなかった。

この制度は最低でも3カ年の長期間にわたるもので、現在でも多い日には100人近い相談者があり、最終的には3,000件を超える申請数を見込んでいる。

7. 復興への取り組み

(1) 震災復興計画の策定

地震発生後から、避難者対応、応急仮復旧、り災判定、再建支援等、目の前の緊急を要する事態への対応に追われ続けた。神戸市等の事例から復興に対する早期取り組みの必要性は承知していたが、しばらくの間はそれどころではなかったというのが実態である。

復興計画取り組みの契機となったのは、1月5日に京都大学防災研究所林春男教授をはじめとする皆さんから「災害からの復興：何をめざし、どのように計画すべきか」と題して、神戸や三宅島の教訓について講演をいただいたことであった。その後から復興計画策定作業にとりかかり、現在に至っている。

震災直後から災害時における市民力を実感していたが、計画策定においてもできるだけ市民の声を取り入れるということで、市民ワークショップ等の手法を取り入れ策定作業を進めてきた。

地震によってたくさんのものを失ったが、全国からの支援・声援に支えられ、得たもの、学んだものもまた多くあった。

市民が丸となって小千谷市の将来を考えるまたとない機会として、7月中の完成を目指して、策定作業を進めているところである。